



# INFORMATION

●市役所からのお知らせ

## 春分の日 は家庭ごみのみ収集

3月20日(火)の「春分の日」は家庭ごみのみ収集します。収集日にあたっている地区のかたはお忘れなく。

環境都市推進課  
☎(863)6631

## 1 シベリア戦後強制抑留者に特別給付金

シベリア戦後強制抑留者のかたで、平成22年6月16日現在で日本国籍を有するご存命のかたを対象に、特別給付金を給付します(すでに給付したかたを除く)。同日以降に対象者が亡くなった場合は相続人が請求できます。請求の受け付けは3月31日(土)まで。独立行政法人「平和祈念事業特別基金」から対象者にお送りした請求書類で手続きしてください。対象者で書類が届いていないかたは同基金へご連絡ください。☎0570-059-204(平日の午前9時〜午後6時)

## 2 4月納付分から協会けんぽの保険料率が上がります

協会けんぽは、おもに中小企業にお勤めのかたとそのご家族が加入する健康保険です。賃金の低下や医療費・高齢者医療制度への拠出金の増加などにより、平成24年4月納付分から健康保険料率を10・02割(平成23年度 9・54割)に、40歳以上65歳未満のかたに対する介護保険料率を1・55割(平成23年度 1・51割)に引き上げます。(例)月収20万円(税引き前)のかた:健康保険料は月額で480円増え、介護保険料

は月額で40円増えます  
※任意継続被保険者のかたは、事業主負担分も加わります。  
●問い合わせ 全国健康保険協会(協会けんぽ)秋田支部☎(883)1841

## 3 水道メーターの交換作業にご協力を

上下水道局では、計量法で定める有効期間が満了になる水道メーターの交換作業(無料)を5月上旬から12月下旬まで行います。

対象となる世帯に、4月と5月の検針時にお知らせ票で通知します。身分証明書を持った秋田市指定工事業者が伺いますので、ご協力をお願いします。

●問い合わせ 上下水道局お客様センター 計量係☎(823)8431

## 4 3万円を助成

住宅リフォームに  
市では居住環境の向上をはかるため、増改築やリフォームの工事費用を助成しています。なお、23年度に助成を受けた住宅は対象になりません。

助成額 3万円  
対象者 市内在住で、市税の滞納がないかた

対象になる住宅 市内にあり、次の①〜④のいずれかに該当する住宅(一戸建)

て住宅は住宅用の車庫・物置を含む。共用住宅は住宅部分の延べ面積が建築物全体の延べ面積の2分の1以上。マンションなどの共同住宅は対象者の居住専用部分のみ)

①対象者が所有し、自ら居住している  
②対象者が居住し、配偶者、親(配偶者の親を含む)または子が所有している  
③対象者の親(配偶者の親を含む)か子が所有し、居住している

④対象者が所有し、親(配偶者の親を含む)か子が居住している

対象になる工事 市内に本店がある建設業者などが行う増改築・リフォーム工事で、工事費用が50万円以上のもの(平成24年4月1日以降に完了し、25年3月29日までに完了実績報告書が提出できる工事)

●申し込み 住宅整備課 ☎(866)2134

## 5 北部・西部市民サービスセンターが臨時休館

北部・西部市民サービスセンターは、3月24日(土)は全館点検のため終日利用できません。住民票などの自動交付機は通常どおり利用できます。ご理解とご協力をお願いします。

北部市民サービスセンター ☎(845)2261  
西部市民サービスセンター ☎(888)8080



中学3年生までのお子さんがいるかた

## 子ども手当の申請は 3月30日(金)まで

国の制度改正により、子ども手当の支給額(昨年10月分から)などが変わり、それまで手当を受給していたかたも改めて申請が必要になりました。昨年10月～3月分の手当を受け取るには3月30日(金)までに申請が必要です(期限を過ぎると受け取ることができません)。詳しくは広報あきた10月21日号をご覧ください。か、子ども総務課へ。☎(866)2072

**申請窓口** 子ども総務課(市役所3階)、北部・西部・河辺・雄和市民サービスセンター、アルヴェ駅東サービスセンター、岩見三内・大正寺連絡所

\* 10月以降の転入や出生で新しく支給要件に該当することになったかたは申請月の翌月分から支給されます。忘れずに申請してください(独立行政法人の職員を除く公務員のかたは勤務先へ申請を)。

国民  
年金

## 学生納付特例制度

国民年金には、保険料の納付が困難な学生の支払いを猶予する「学生納付特例制度」があります。申請して承認を受けた期間の保険料は10年前までさかのぼって納めること(追納)ができ、追納した分は年金額に反映されます。また、追納がなくても年金を受けるための資格期間に算入されます。

**対象(所得基準額は扶養家族の有無で変わります)**

大学、大学院、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種教育機関(夜間・定時制・通信課程を含む)に在学し、前年の所得が118万円以下の学生

- 窓口での手続きが不要なかた…平成23年度に学生納付特例を承認され、24年度も同じ学校に在籍するかた。日本年金機構から申請書が郵送されますので必要事項を書いて返送してください。
- 新規の手続きが必要なかた…編入などにより在籍する学校を変更しているかた



申請

**必要なもの** 年金手帳、印鑑、平成24年4月1日以降に取得した在学証明書または学生証(コピー可)

\* 会社などを退職して学生になったかたの必要書類はお問い合わせください。

**申請期間** ●平成23年4月～24年3月分…5月1日(火)まで ●平成24年4月～25年3月分…4月2日(月)から来年4月30日(火)まで

**申請窓口** 国保年金課(市役所議場棟1階)、北部・西部・河辺・雄和市民サービスセンター、アルヴェ駅東サービスセンター、岩見三内・大正寺連絡所

**問い合わせ** 国保年金課国保年金資格担当☎(866)2097  
秋田年金事務所国民年金課☎(865)2399



中小企業の融資あっせん制度を拡充

## 元気な秋田市を創造する制度に!

意欲ある地元企業や将来の地域経済を担う創業者のみなさんが市の融資あっせん制度をより利用しやすくなるよう、4月から次のとおり制度を拡充します。

**一般事業資金の融資限度額を2倍に引き上げ**

●現行1,500万円→改正後3,000万円

**返済・据置期間の拡大と借換要件の追加**

●一般事業・創業・小口零細企業資金について

①返済期間を「7年」から「10年」に ②据置期間を「6か月」から「1年」に ③借換可能に

\* 上記はこれまで「特例」として実施してきました。

**創業支援を強化**

●一般事業資金の中の「創業資金枠」を別枠に(それぞれで借り入れた場合、最高4,500万円まで借入可能に)

●創業資金の融資対象者を「創業から1年未満」から「創業から5年未満」に

**支援資金を一本化。より機動的な制度に**

●7項目の支援資金を「産業活力創造資金」に一本化することで、経済環境の変化や企業のニーズに迅速に対応できるようになります。

新しい融資あっせんの申し込みは4月2日(月)から  
商工労働課へどうぞ。☎(866)2429

6

テレビが新チャンネルに切り替わります

テレビの受信障害を解消するため「NHK総合」「NHKEテレ」「ABS秋田放送」を新チャンネルで放送しています。テレビのチャンネルを自動的に切り替える信号を3月22日(木)から電波に入れて送ります(1月に実施する予定でしたが、都合により3月に変更になりました)。同日以降、テレビを消すときは、電源は切らずにリモコンで画面を消してください(切り替わるまで)。なお、4月3日(火)から旧チャンネルの

出力を徐々に下げる予定です。  
**4月3日(火)以降「テレビの映りが悪い」または「映らない」場合:自動で切り替わらずに旧チャンネルを受信している可能性があります。各機器の取扱説明書に従って設定してください。再設定できない場合はチャンネル変更コールセンターへお問い合わせください。**  
**●問い合わせ** チャンネル変更コールセンター(総務省テレビ受信者支援センター)☎0120-922303(午前9時～午後9時。土・日、祝日は午後6時まで。通話無料)  
※総務省テレビ受信者支援センターが3月中にお知らせチラシを各家庭に配布しますのでご覧ください。

**ごみの不法投棄をしない!**…廃棄物の不法投棄は法律で禁止されています。不法投棄の監視カメラは冬期間も稼働しています。廃棄物対策課☎(866)2076